

役員等及び評議員等報酬規程

社会福祉法人 明正会

役員等及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明正会の役員等及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び会計監査人をいう。

2 評議員等とは、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 理事長及び理事が常時法人業務を行うことで、法人と雇用関係等がある場合には、前項の報酬は支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする

(理事の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合又は評議員会に説明員として出席した場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法人と雇用関係にある者には、これを支払わない。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法人と雇用契約にある者にはこれを支払わないものとする。

(評議員の勤務報酬)

第6条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(第三者委員の勤務報酬等)

第8条 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第9条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員選任・解任委員会と同日に理事会または評議員会に出席したときは、理事会又は評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る評議員選任・解任委員の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(会計監査人の勤務報酬等)

第10条 会計監査人に係る勤務報酬等については、別に定める。

(出張旅費)

第11条 役員等及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第12条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

ただし、職員としての業務時間中の会議等の出席については除くものとする。

(役員等及び評議員等の勤務実態の確認)

第13条 役員等及び評議員等は、法人業務に当たる場合には、タイムカード等により業務実態及び業務に当たった時間等が把握できるよう、打刻等を行わなければならない。

(改正)

第14条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

ただし、定款の定めにより当面の間は無報酬とし、費用弁償規定に基づく弁償額についてのみ支払うものとし、新たに本規程を適用する場合には、定款の変更許可日以降から適用する。

役員報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円

別表 2

名 称	報 酬	備考
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	5,000円	
第三者委員及び評議員選任・解任委員業務報酬等 (日額)	5,000円	
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000円	